

法人広報誌



第 35 号

令和 4 年 11 月 30 日

発行 者

社会福祉法人 つどいの家

理 事 長 佐 藤 清

〒984-0838 仙台市若林区

上飯田一丁目 17-58

TEL 022 (781) 1571

FAX 022 (781) 1573

<https://www.tsudoinoie.or.jp>

【 相 談 支 援 事 業 特 集 】



小学生の頃から、仙台市障害者家族支援等推進事業を利用されていました。

現在は生活介護事業所へ通所し、訪問医、訪問看護、ヘルパーなどのサービスを利用しながら、ご家族と共にご自宅で生活されています。

相談支援事業では定期的に支援者の皆さんと関わりや支援について共有する場を設けています。



～自立生活始めました～



20 年ほど前、仙台市障害者家族支援等推進事業を当法人で始めた当初に宿泊サービス等をご利用いただきました。当時勤めていた会社に今も勤務されています。

その後、相談支援事業で訪問・相談などを続け、現在、サービスを利用しながら自立した生活を送っていらっしゃいます。

困ったことがある時には後見人さんと共にサポートをしています。

～忘れてしまわないように～

理事長 佐藤 清



この広報紙が発行される頃には秋も深まり、冬の足音も聞こえてきているかもしれません。今年も今に至るまで、ウクライナ侵略を始め多くの出来事があり、これからも忘れずに考え続けなければならないことが多くあるように思います。

40 数年前の大学の中でも、「親泣かせの原理運動」として注意喚起されていた原理研、世界基督教統一神霊協会が、今に至るまで国地方問わず自らの教義と相性が良い政治家に近づき、日本の政治に関与しようとしてきたことが、過度な献金問題等とともにほぼ30年ぶりに注目を集めています。こうした働きかけの影響もあったのか、例えば国の男女共同参画基本計画から「選択的夫婦別姓」文言が削除されました。また、26 年前に国の法制審議会が、選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定しているにもかかわらず、一部議員の強硬な反対もあって放置され続けています。まさか明治民法下の戸主権を中心とした「家制度」に愛着を感じているとまでは思いたくはないですが、法務大臣自身が「わが国以外には承知しておりません」と国会で答弁しているような世界的に珍しい夫婦同姓を義務付ける制度を残し続け、選択すら認めない立法の不作为状態は、いい加減にしてほしいものです。

民法改正といえば、成年後見制度見直しの動きが法務省においてスタートしました。先日共同通信が、『「使い始めたら死ぬまでやめられない」成年後見制度は変わるか利用者家族「だまされた」20年たってようやく民法改正の動き』と題する記事を配信しました。記事には、「家庭裁判所が決めた後見人に不満があっても、交代させることができない」、「ほとんど会いにも来ない後見人に支払う報酬で、せっかく残した財産が目減りしていく」、「お金の使い道について口出しされるようになり、ストレスを感じる」などの声が紹介され、ようやく法改正の検討に乗り出した旨記されていました。今回の広報誌は

相談支援事業を特集していますが、相談支援の現場でもこのようなことに直面することがあります。制度改正には様々な事柄の検討、調整が必要ですし、改正後の実施体制の問題もあり、数年はかかるものと思いますが、法人としても現場の視点からこの制度の現状と問題点を研究、発信していきたいと思います。

相談支援事業は、支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、

・障がい者本人や家族などからの相談に応じて必要な情報を提供する。

・サービスの利用申請に必要なサービス等利用計画を作成するとともに利用にまつわる相談に対応し、関係機関との連絡調整などを行う。

ことを中心とした重要な事業ですが、実施に当たっては、委託料や給付費が不十分で事業採算性に乏しいこと、支援に結び付いた時の喜びは大きいものの多くの時間と労力を要する場合も多いことなどの困難が伴っています。ケースレビューの場においては、家族丸ごとの支援が必要でなかなか支援の入り口に立つことができないといった多くの事例が検討対象とされ、公の機関を始め様々な支援主体の連携・調整が必要であることを痛感させられます。必要な支援を提供するためには民間の力が必要とされるのは論を待ちませんが、公が現実には疎くなればその力量は低下します。民間の力を活用することは絶対に必要なことですが、このこと自体に公を無力化する仕組みが組み込まれているということを行政は十分に自覚しつつ、支援施策の立案や日々の対応に当たって欲しいものです。

今年も残り少なくなってきました。重度の方を多く支援している本法人は、コロナによる通所控えやグループホームでの療養など大きな影響を受けており、予断を許さない厳しい経営状況となっておりますが、職員一同全力で支援に当たってまいりますので、ご支援ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

「障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現」には何が必要なのか？
何が障害になっているのか？

また、日々その目的に向かい奔走している相談支援員の仕事の魅力をこれから福祉職を目指す方々に知っていただく機会になればと、当法人の相談支援事業の実態を紹介いたします。

その1. データーで見る相談支援事業

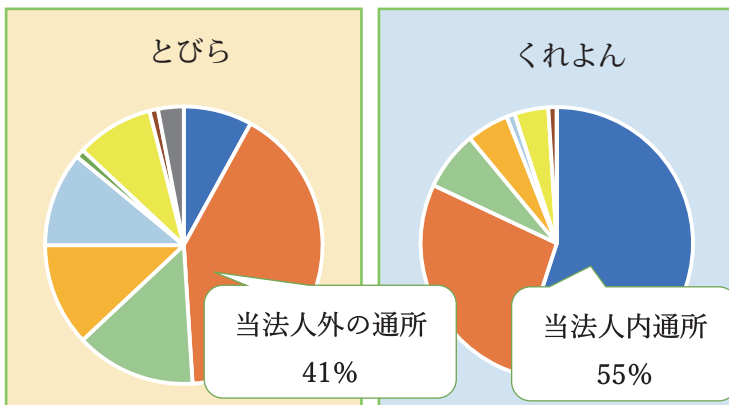
◇相談支援事業所の概要

	所在地	相談員数	利用者実人員
とびら	仙台市青葉区	8名	349名
くれよん	仙台市若林区	5名	186名

参考 療育手帳所持者

仙台市青葉区 2,428名 仙台市若林区 1,084名

◇利用者所属



■当法人内通所 ■当法人外の通所 ■在宅 ■支援学校
■他の学校 ■未就学児 ■一般就労 ■GH ■施設入所

◇事業所特徴

とびら：浪費など金銭管理が難しく借金をしてしまう人には、仙台市権利擁護センター（愛称：まもり一歩仙台）と一緒に支援することも多い。また、軽度の知的しょうがいや精神しょうがいのある当事者からの不安解消、情緒安定のための電話が多い。支援方法で一番多いのが電話等による相談で次がご自宅などへの訪問。

くれよん：計画相談は、法人内の利用者が多く、当事者ではなくご家族からの相談が多い。利用者だけではなく、ご家族の高齢化に伴う健康・医療に関する相談が多く、ご家族の入院中の支援についての相談もある。

支援方法で一番多いのが電話相談で次が関係機関との連絡調整。

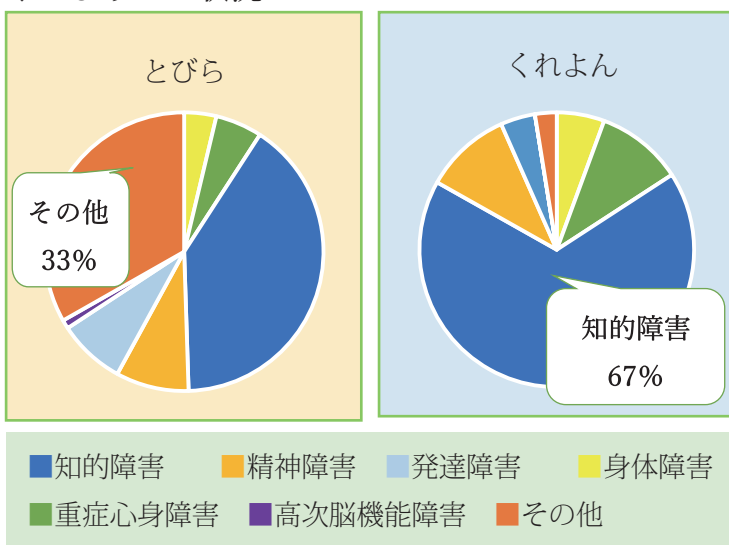
◇支援内容

（令和3年度実績より）

	とびら	くれよん
福祉サービスの利用等	35%	45%
障害や病状の理解	9%	3%
健康・医療	10%	20%
不安の解消・情緒安定	10%	3%
保育・教育	3%	1%
家族関係・人間関係	7%	10%
家計・経済	7%	1%
生活技術	4%	6%
就労	5%	4%
社会参加・余暇活動	2%	6%
権利擁護	1%	0%
その他	7%	1%

裁判所・買い物・お墓参り同行、触法行為関係での対応。傾聴に近いものも含む。

◇しょうがい状況



※その他：療育手帳など障害者手帳を持っていない診断されていない方々。

その2. 相談員のある一日

福地 編（くれよん）



	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
	事務	移動	会議	移動	移動	会議	移動	事務	移動	事務
出勤	清掃・メールチェック・会議準備	障害者総合支援センターへ	市自立支援協議会・評価研修部会企画会議 終了後会議参加者との情報交換・共有	事務所へ 休憩	「つといの家・コペル」へ	サービス担当者会議（Aさん）	サービス担当者会議（Bさん）	事務所へ 本日の記録を専用ソフトに入力	若林区内3委託ピア研修	事務所へ
退勤										事務所不在時に受けていた連絡に折り返し電話。

【市自立支援協議会・評価研修部会企画会議】にて、仙台市が主催しているケアマネジメント従事者養成研修・初任者研修・実践研修の内容検討。11月予定の部会の協議内容検討。

【サービス担当者会議】では、支援する関係機関の担当者が集まり、支援の内容や方向性について確認・検討する。

【若林区内3委託ピア研修】委託相談支援事業所が毎年実施している事業所運営自己評価により各事業所でたてた今年度の目標（アクションプラン）について話しあった。

加藤 編（とびら）



	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
	事務	移動	訪問	事務	移動	事務	同行	移動	事務	移動
出勤	メールチェック・清掃	宮城野区へ	「グループホーム」	携帯電話の着信履歴先に折り返しの電話をする。	事務所へ 休憩	担当者会議の日程調整連絡。（本人含め5者）	仙台駅東口	「利用者と待ち合わせ」	青葉区役所窓口へ	障害福祉サービスの更新書類など提出。 イレギュラーなサービス利用の相談。
退勤										事務所不在時に受けていた連絡に折り返し電話。

【グループホーム】での暮らしの不安や世話人には話にくい事などを中心に聞き取り。仕事先での人間関係についての悩みを傾聴。その他、通院先を変えたいとの相談があり、候補先の病院を伝える。（精神障害の女性）

【利用者待ち合わせ】をして障害年金の更新手続きのサポート。精神科で診断書をもらうため通院同行。（軽度知的障害の方で身寄りのない男性）

【利用者宅アパート】にて新規ヘルパー事業所との顔合わせ、契約に同席。サービス内容、時間、引継ぎの日程を打合せ。（重度訪問介護を利用して在宅生活をする男性）

その3. ワークライフバランス

私のデスクの下には、コーヒーや甘い飲み物など、色々な物がストックされていて、時にはお菓子もあります。今日は何を飲もうかな？それが、私の「ホッと一息」になっています。

相談員になったばかりの頃は、オンとオフの切り替えが上手くできず、帰宅後も仕事のことを考えている時期がありました。家にいてもモヤモヤ…それではいけないと割り切り、以前よりは切り替えができるようになってきたと思います。今でも考えることもあります。

私は子育てをしながらの仕事のため、急に休みをいただくこともしばしば。その時は訪問先などへ申し訳ない気持ちでいっぱいになりますが、「子供と過ごす時間」と切り替えることにしています。訪問時間が夕方になることもあるため、家族の協力が欠かせず、感謝の日々です。

年次有給休暇や子の看護休暇も取得しやすいため、これからも「仕事」と「家庭」を上手に両立していければと思っています。(三浦香保里)

私は昨年度まで当法人の生活介護事業所で支援員として、利用者の介助や支援をする仕事を

しておりました。今年度からは相談支援専門員として、障がいのある人が地域で生活をしていく上で抱える様々な悩みや困りごとをお聞きしながら、福祉サービス等を上手く利用できるようなサポートし、それぞれに合った地域生活を支えられるよう日々業務にあたっております。

これまで携わっていた業務とはまた違った面もあり戸惑うこともありましたが、日々様々なことを学びながら仕事もプライベートも充実させられるよう心掛けております。

プライベートの充実として、最近は休日にドライブをしたりサウナに行ったり、友人とご飯を食べに行ったりしています。このご時世、なかなか遠方への外出は難しいところではありますが、ドライブをしながら日帰り温泉に立ち寄ったり、美味しいご飯屋さんで食事をしてリフレッシュしております。私は宮城県出身なのですが、県内でも行ったことがない所が多く、「こんなお店があったんだあ」「こんな素敵な景色の所があるんだあ」と、新たな発見を楽しんでいます。

今後もリフレッシュをしながら、仕事でも様々なことを学び成長する機会を大切にしていきたいと思います。(佐藤愛里)

その4. 新相談員より

入職時はつどいの家・コペルに配属され、その後5年間グループホームで勤務したのち、つどいの家・コペルへ戻り、現在ピボット若林にて相談員として勤務しています。

相談員として勤めてみて、生活介護事業所やグループホームに勤務していた際は相談員の方からモニタリングの電話や、担当者会議の日程相談があり調整後の会議に参加していましたが、実際に自分が相談員になるとモニタリング時期が決まっていたり、会議の日程調整等を行ったりと、普段勤務しては知らずにいたことを経験しました。利用者さんが生活介護に通い、必要なサービスを受けるためには相談員の存在が不可欠なのだと実感しました。

自分は相談員としての経験が浅く、諸先輩方から指導を頂きながら従事しています。さまざまな研修や普段の業務を通して相談員として経験を積んでいき、これまでの経験も活かしながら利用者さんに寄り添った支援の提案が行えるように努めていきたいです。

(菅原森音)

昨年度まで法人内の通所施設(生活介護)で5年間生活支援員として業務を行っており、今年度から新しく相談支援専門員としてとびらに配属されることとなりました。生活支援員の時とは大きく異なる環境に正直戸惑いを感じることも多くありましたが、気づけば瞬く間に半年が経過していました。

地域の中で様々な状況にある当事者や家庭、またそれらを支援するためのサービス・制度が多種多様に存在することなど、恥ずかしながらこの業務についてから始めて実感したことばかりで、まだ短い期間ではあるものの、自分の中の社会への視野がとても大きく広がったように感じています。

それぞれの当事者やご家族が歩んできた人生に触れることや、なおかつその暮らしに介入するということへの恐れ多さ、また利用者サービス・制度をつなぐことへの責任の重大さや難しさも日々強く感じられるところではありますが、先輩の相談支援専門員から助言を頂きながら、今後も業務に尽力していきたいと思います。

(寺島朋子)

その5. エピソード

Episode 1 ライフステージに沿った支援

相談事業では、児童から成人まで幅広い年齢層の方の支援をしています。

学齢期では放課後等デイの利用や学校との連携、昨今働いているご家族も増えていることからヘルパーの導入など、相談内容は様々です。学校との連携では教育と福祉、それぞれの立場から、本人にとってベストな支援、関わりを会議等で合わせていく必要があります。学校との連携を円滑に進める為、自立支援協議会でプロジェクトを立ち上げている区もあります。そんな中で課題として感じているのは、学校卒業後の進路や余暇の過ごし方です。市内の生活介護事業所は定員が満たされている事業所が多く、仙台市では卒業後の行き先が決まらない方が出ないように、調整会議を設けてはいますが、3次調整まで必要なケースもありました。

また、卒業後は放課後等デイサービスで過ごしていた時間を他の福祉サービスで補う必要があります。居宅介護でヘルパーさんと過ごすのか、日中一時支援を利用するのか等々、移行期には生活スタイルの変化を余儀なくされます。もちろん、卒業後だけではなく、高齢期になると8050問題（高齢になった家族の介護負担）も出てくる為、グループホームへの入居などの検討も必要になってきます。

学齢期から成人期、成人期から高齢期、それぞれの移行期には課題が付きものです。移行期が近づいてきた際には本人、ご家族には将来の生活像を早めにイメージしていけるよう相談事業所としても協力していきたいと思います。

(山口剛)

Episode 2 療育相談のようす

療育相談を担当している作業療法士（OT）の小田中しおりです。

療育相談では、ご自宅はもちろん本人が通われている保育所や幼稚園、放課後デイや施設などを訪問し、様々な相談や情報共有、知識や技術の助言や指導を行います。

主な相談内容をピックアップすると…

- ・多動やパニック、こだわりに関する理解とかかわり
- ・スプーンや箸、鉛筆などの道具の上手な使い方の練習方法や便利な道具の紹介
- ・自傷や他害の対応
- ・体の緊張の緩め方、ストレッチの方法、変形予防
- ・車いすや装具、日常生活用具、福祉機器、リフォーム工事に関するアドバイス
- ・本人や保護者、支援者への精神的ケア

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、1人1人に合った生活を一緒に考えて行きます。どうぞお気軽にご相談ください。(小田中しおり)



Episode 3

他機関や団体などとの多職種連携をして行う支援

「やっぱり餅は餅屋だよな～」と独り思うことがあります。

これまでは自分自身、もしくは自分の事業所だけでなんとかしなければ、という癖がついていたかもしれません。でも、そんなのは無理！

相談支援の現場では、本人だけでなく家族全体になんらかの支援が必要な場合があります。さらに経済的な問題、虐待のリスク、支援拒否など複合的な問題を抱えている状況も少なくありません。もし、そのご家族を一人で支援しようとするとも早晩限界が来ます。一人で何十というケースを抱えている相談員には時間も有限です。選択肢も専門性も限りがあります。

そのご家族の生活が少しでも好転したり、改善したり、悩みが少なくなったりしているケースは総じて、他の機関との協力関係や役割分担がうまくいっています。

こんな目からウロコの言葉があります。「自立とは依存先を増やしていくこと」なるほど。

世の中にある社会資源を使わない手はありません。行政、地域包括支援センター、障害福祉サービスなどと連携することはもちろんですが、時には警察や司法と連携することで支援のヒントを得られることもありました。だから今は自分だけで難しいと思ったら、仲間を増やすことを考えます。

専門性のある支援者、一緒に悩んでくれる支援者がいると、あれだけ困難と思っていたケースにも少し光明が見えることもあります。そしてなにより今まで知らなかった知識や世界を知ることができます。「一人で悩まないで」という言葉は相談員にも必要なキーワードなのです。

(加藤仁)

Episode 4

多様で複合的・複雑的な課題を抱える方への支援

これまで、相談支援を遂行していく上で、心身ともに疲弊してしまう経験がありました。その共通した傾向は、家族関係・兄弟関係・親子関係・夫婦関係に関連した事でした。「困難ケース」と呼ばれる背景にはいつもこの事が見え隠れしていました。

相談支援専門員はまず、本人の日常の困りごとや希望する生活を聞き取っていきます。しかし、家族・兄弟・親子・夫婦で問題（機能不全状態である事）が生じている場合は、具体的な支援内容や方向性（ニーズ）が非常に見えにくい状況が生じていきます。

数年前に市内在住の発達障害の男性の支援に携わっていた事がありました。その方は妹や父親との関係性が良くない状況でした。母親は本人の突発的な行動（金銭の浪費や家族からの多額の搾取等）に不安を感じ、支援を求めてきました。その後、家族間での本人との向き合い方が各々ばらばらであった事、お互いが自分の利

害ばかりを考えてしまっていた事がわかり、本人のこれまでの行動は成育歴・家族関係が大きな影響を及ぼしていたのだらうと推察することができました。

相談支援専門員は本人の事を中心に考えて生活を共に考え、構築するきっかけ作りを促していく職種だと認識しています。当事者に寄り添っていく気持ちは常に忘れず、寄り添い方（距離感）を適切に推し量り客観的な視点で状況を把握し、解決策を他の職種と共に連携しながら見出していく事が非常に重要な事だと感じております。



(嶋田大)

Episode 5

コロナ禍などによる相談支援の現場での変化

新型コロナウイルス感染症の流行が始まって、早2年半が経過しました。

この間、相談者の皆さんから心配の声を沢山いただきました。「ご両親が入院して、ご本人を介護する人がいなくなったら?」「自宅以外で過ごすことに慣れていないご本人が入院の必要な状態になったら?」実際には、状況やご本人の

状態によって個別に判断されることになります。(悪く言えば、その時になってみないと分からないということでもあります)

その為、相談者の皆さまのお話を伺っていると「とにかく感染しないように」と普段からとても気をつけて生活されているのを感じます。以前は定期的に利用していたヘルパーとの外出やショートステイ等へのお泊りを控えたり、感染者が多い時期には日中の通所を控えたり。もちろんご家族も同様です。

我々相談員も、日頃から感染予防には十分気を配って生活しています。それでも誰もが感染しうる状況です。ご相談は対面を基本としていますが、コロナ禍以降は皆さんのご心配や希望によって電話でお話を伺ったり、大人数での会議はリモートに切り替えるなどの対策を講じています。

何の心配もなく、直接顔を合わせてお話しできる日が早く来ますように。

(福地真衣子)



事業チーフより

当法人では社会貢献の1つとして、社会福祉士を目指す学生の実習受け入れを行なっています。実習生へ相談員の仕事を説明する時に、以下の図を示すことがあります。個別の支援、その方を支えるチームづくり、そして障害のある方が住み良い地域になるような地域づくり、この3つが相談員の仕事です。

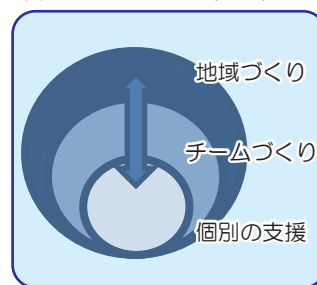
地域づくりで大きな役割を担っているのが、仙台市と各区に1つずつ設置されている「自立支援協議会（以下、自立協）」と呼ばれる協議体です。各区自立協の事務局は、区障害高齢課・市の専門相談支援機関・障害者福祉センター・障害者相談支援事業所（当法人の相談支援事業所はここに含まれ、同様の事業所が市内16カ所あります）等です。自立協は、個別のケースから見える地域の課題を、地域で活躍する支援者みんなで解決するための方策を考える場所になっています。こうした取り組みで支援者同士がつながり、支援チームを形成する一助になっているのです。区自立協では、各区の実情の応じた取り組みを行なっています。以下に今年度の取り組み（予定含む）として、8月末に開催された仙台市自立支援協議会全体会で報告されている内容から一部抜粋して掲載します。（この会議資料は仙台市HPにも掲載されています）

・自立協の周知、障害者を含む地域住民の集いの場の構築を目的とした運動教室の開催

- ・地域包括支援センター、区（障害高齢課・家庭健康課）と共に相談会の開催（複数の区にて）
- ・親なき後の問題にも関連する「障がい者の暮らしとお金」をテーマに、ファイナンシャルプランナーによる講話の実施など

仙台市の自立支援協議会へは、各区自立協の代表がテーマごとの部会へ出席し、区自立協の意見として仙台市に届けることができます。我々相談員が日々関わっている相談者の皆さんの声（困りごと、こうなって欲しいという希望）を、その方が暮らす地域へ、そして仙台市へ伝え、より住み良い街になるような支援をしていきたいと思っています。

(相談支援事業チーフ
福地真衣子)



さいごに

相談支援内容の複雑でデリケートな事案の多さから、現状の体制では時間も労力も限界であり、新規の相談をお断りせざるを得ない状況です。状況を改善するには、相談員の増員や専門的な研修の機会が必要です。

「障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる社会の実現」の為に多くの方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。



想いとおもいの連鎖

未来へつなぐ 社のまちづくり
一般社団法人 仙台建設業協会 Sendai General Construction Association



一般社団法人 仙台建設業協会
専務理事 青田 茂雄 様

今回は一般社団法人仙台建設業協会・専務理事の青田茂雄様に様々な角度から沢山の貴重なお話を伺う機会を頂きました。つどいの家でも長年に渡りご寄付を頂いております。

(インタビューの一部より) Q: 建設業協会とは?

仙台建設業協会は、仙台市内の土木・建築・舗装の3分野を生業としている建設会社で組織しており、平成13年160社だった会員は公共工事の予算の減少と比例して現在81社になりました。公共施設建設維持だけではなく、日常生活(インフラ分野)整備においても、除雪・道路舗装・河川復旧・災害復旧など緊急を有する場所での作業も建設業協会の大切な仕事です。2011年3月11日に起きた東日本大震災では仙台市の要請で、消防・自衛隊・警察よりも早く現場に向かい人命救助作業を円滑に進める為に、1年に渡る瓦礫や流木の撤去作業、そしてその後の復旧作業を行いました。あまり知られていませんが、このような自然災害の際の緊急出動も仕事の一つです。

Q: 東日本大震災から11年・・・様々な想いとは?

建設業協会の活動を全138ページの記録としてまとめたのが、「3.11 東日本大震災・仙台建設業協会激闘の記録」です。震災が起こる前から区役所との災害時対応訓練、平成3年度には仙台市と協定を結び出動体制作りはしていました。未曾有の大震災3.11を経験後に不足していた「協定」や「覚書」を締結しました。せっかく建てた石碑は時代と共に風化するけれど、「協定」や「訓練」がしっかりあれば、いざとなった時の行動がとれ、2次災害に備えられます。南海トラフ地震に備え静岡県浜松市の建設業協会とも民間と民間、地域を越えて異例の「相互援助の協定」を結びました。浜松とも月1回は無線の訓練を行っています。



のは建設業と同じと思っています。分かってもらい共感を得るには時代に合った形で発信する必要があります。建設業協会では毎年市民の皆さんとの情報誌「フォーサイト」を作成しています。建設業も同じですが、まだまだあまり良くないイメージから「こんな事もやっている!こんな仕事も出来るんだ!」と言う仕事に対する魅力や価値を発信していかなきゃですね。「業界を支えてくれる人」がやっぱり大事ですよ。



☆ホームページのご案内☆

過去の「フォーサイト」や「3.11 東日本大震災 仙台建設業協会激闘の記録」もダウンロードして見る事が出来ます。

仙台建設業協会 (www.senkenkyo.org)

Q: 様々な社会貢献活動を行われておりますが、その背景とは?

仙台市内の福祉施設・ユニセフ・ルワンダ難民・被災地への寄附も社会的弱者と言われる方の力になりたいという使命感からです。仙台工業高校生のインターンシップ受け入れは建設業の必要性を訴えながら職業選択の一つにして欲しいからです。これまでの3K(キツイ・汚い・危険)のイメージを払拭する4K(希望・給与・休暇・カッコイイ)を提唱しています。現場を實際見てもらい若手の先輩との座談会を積極的に実施しています。年5回行っている集団資源回収収益を環境学習機材の寄付金に充てており、ゴミの分別リサイクルの動機付けにもなっています。1万人プロジェクト広瀬川流域清掃は仙台の誇りでもある広瀬川の環境保全への想いからでもあります。

Q: 福祉に期待される事とは?

生まれてから死ぬまで我々は「福祉」にお世話になっており、無くてはならないものである

専務理事青田様の親しみやすく優しい丁寧なお話から「建設業」の奥深さやかっこよさに触れる事ができました。現場では専門知識や技術が必須の仕事がほとんどでクレーン運転やフォークリフトだけではなく様々な資格が必要だったりします。多くの技術者が集結し完成するお仕事でした。震災後跡地に出来た、「アクアイグニス仙台」「閑上かわまちテラス」などは、建設業協会が携われた希望の詰まった素敵な建物に空間、地元の美味しいモノにも出合え笑顔になれる場所です。バリアフリー対応が随所に見られ、つどいの家の余暇活動にもお勧めしたいと思いました。

(総務部 半沢まり子)

編集後記 広報誌つどい第35号をお読み頂きましてありがとうございます。早いもので今年も残り僅かとなりました。寒い日が続きますが、くれぐれもお体にはご自愛下さい。